

就学援助制度のお知らせ

就学援助制度とは、経済的な理由により就学が困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対して、町が必要な経費の一部を援助する制度です。

対象：小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の事項に該当する場合

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 生活保護を受けている世帯 | 5. 国民年金の掛金の免除を受けた世帯 |
| 2. 生活保護の停止、廃止を受けた世帯 | 6. 児童扶養手当を受給している世帯 |
| 3. 世帯全員の町民税が非課税の世帯 | 7. その他、経済的な理由により就学が |
| 4. 町民税等の減免を受けた世帯 | 困難と認められる世帯 |

援助項目：学用品等購入費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費等

*支給されるものは支給要件により異なります。

参考（令和4年度支給金額）

支 給 費 目	支 給 額	支 給 方 法
学用品等購入費	小学校 年額 11,630 円（全学年） 中学校 年額 22,730 円（全学年）	保護者口座振込 5月、8月、1月に分けて支給
新入学用品費	小学校 54,060 円（1年生） 中学校 60,000 円（1年生）	保護者口座振込 5月に支給（入学前に支給を受ける場合、小学校は3月、中学校は1月に支給）
修学旅行費	小学校 上限 39,800 円（6年生） 中学校 上限 83,900 円（3年生）	学校長口座又は保護者口座 修学旅行実施時に支給
体育実技用具費	中学校 上限 3,825 円（1年生）	保護者口座振込 1月に支給
校外活動費	小学校 上限 1,600 円（全学年） 中学校 上限 2,310 円（全学年）	保護者口座振込 1月に支給
給食費	全額	公金振替
医療費	学校の健康診断で見つかった疾病の治療費 (慢性副鼻腔炎、う歯など指定されたものに限る。12月受診分まで対象)	治療前に教育委員会への申請が必要で、医療機関へ直接支払

事前支給等により差額が生じる場合は、差額支給を行います。

手続方法：12月頃に各小中学校を通して翌年度分の申請受付を行います。新小学一年生は4月上旬受付。

認定結果については4月上旬頃に学校を通して通知となります。(要件によって該当にならない場合もあります。)

※認定のため必要に応じて、学校や民生委員が家庭の状況を確認することがあります。

※提出期限は各学校によって異なりますので、詳しくは就学している学校へお問い合わせください。